

令和3年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和3年6月8日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和3年6月8日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
税務課長	富田 正治	住民生活課長	鈴木 知寿

保健福祉課長 平田章浩

上下水道課長 岡本教夫

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

議案第42号 森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第43号 森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 森町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第45号 森町税条例等の一部を改正する条例について

議案第46号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第47号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第48号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第49号 森町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例について

議案第50号 令和3年度森町一般会計補正予算（第3号）

議案第51号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 物品売買契約の締結について

< 議事の経過 >

議長 （中根幸男君）出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年6月森町議会定例会を開会します。

発言の際には、マスクを着用して着座のまま発言してください。また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようお願いいたします。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。新型コロナウイルス対策のため、本定例会は、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることといたしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、3番佐藤明孝君及び4番平川勇君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの18日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から6月25日までの18日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果について、町長から、令和2年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和2年度周智郡土地開発公社決算及び令和3年度事業計画・予算について、以上、3件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

日程第4、議案第42号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第42号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年6月から3期9年にわたり、森町固定資産評価審査委員会委員としてご活躍されました佐野房代氏が、本年6月18日の任期満了をもって退任の意向を示されましたので、後任に西谷ひろみ氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

森町固定資産評価審査委員会の職務は、固定資産台帳に登録された価格に関する不服について、納税者から審査の申し出があった場合に、委員3人で合議体を構成し、町長とは独立した中立的な立場から審査及び決定することであります。

西谷ひろみ氏は、経歴書のとおり、長年にわたり森町役場に勤務され、行政経験と知識が豊富な方で、誠実かつ真面目な人柄であり、地方税法に定める委員の兼職禁止事項及び欠格事項に抵触いたしませんので、委員として適任であると考えます。

なお、任期は令和3年6月19日から令和6年6月18日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (中 根 幸 男 君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田 彰 君) 今回の西谷氏の選任に、異議はございません。固定資産評価の委員の役割として、最近評価に異議があったような事例はあったのでしょうか。それをお聞きします。

議長 (中根 幸男 君) 富田税務課長。

税務課長 (富田 正治 君) 税務課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えします。この審査会にかけられたのは、平成15年の時に一度ありました。それ以降はございません。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長 (中根 幸男 君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は、同意することに決定しました。

日程第5、議案第43号「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第6、議案第44号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (中根 幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田 康雄 君) ただいま一括して上程されました、議案第43号「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例に

ついて」及び議案第44号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」の2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」通称「番号利用法」の改正に伴い、関係する条例の整備を行うものでございます。

それでは、各条例について、ご説明いたします。

初めに、議案第43号「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、番号利用法の改正により、引用法令に号ずれが生じるため、所要の改正を行うとともに、併せて字句の修正をするものであります。

次に、議案第44号「森町手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、番号利用法の改正により、個人番号カードの発行主体が、地方公共団体情報システム機構であることが明確化されるとともに、同機構が個人番号カードの発行に関して手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地市区町村長に委託することができることとなりました。このため、個人番号カードの再交付手数料は、同機構からの受託により徴収することになるため、別表の手数料を徴収する事務のうち、「個人番号カードの再交付」の項目を削除するものであります。

なお、委託契約に基づき、町が徴収した再交付手数料につきましては、歳入歳出外現金として、同機構に納入することになります。

なお、施行期日は、両議案とも番号利用法の改正に合わせ、令和3年9月1日からの施行としております。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第7、議案第45号「森町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第45号「森町税条例等の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年度地方税制改正に係る関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容について、ご説明申し上げます。

三点ございますが、一点目は、地方税法の改正により、国外居住親族の扶養控除の取扱いが見直されたことに伴い、町民税における非課税の範囲について改正するものでございます。具体的には、30歳以上70歳未満の国外居住親族に対して、38万円以上の送金を確認できる者等を除き、原則的として扶養控除の適用対象者から除外するものでございます。

二点目は、寄付金制度における寄附金の範囲の見直しでございます。具体的には、公益法人等のうち、「特定公益増進法人」として、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとされた法人に対する寄付について、「出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金」を寄附金控除の対象から除外するものでございます。

三点目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制と呼ばれる控除について、現行令和4年度までとしていたものを5年間延長し、令和9年度までとするものでございます。

また、第2条の改正は、令和2年度に改正した森町税条例の一部を改正する条例について、地方税法の改正により、令和4年4月1日施行分に引用法令の項ずれ等が生じているため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、第1条中、附則第6条の改正規定及び第2条の改正規定は、公布の日から施行することになりますが、その他の

改正規定は、法律の施行に合わせ、条例附則にてそれぞれ施行日を規定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長

(中根 幸男 君) 日程第 8、議案第 46 号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第 9、議案第 47 号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」議案 2 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長

(中根 幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長

(太田 康雄 君) ただいま一括して上程されました、議案第 46 号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び議案第 47 号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」の 2 議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和 2 年度に国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、新型コロナウイルスに関して一定の要件のもとに国民健康保険税及び介護保険料の減免を行った場合には、保険者に対する財政支援が行われることとなり、森町でも減免を実施してまいりました。令和 3 年度においても、国からこの財政支援が示されたことから、関係する条例の整備を行うものであります。

両議案とも減免対象となる期間を、「令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」に延長する等の改正をし、併せて国の通知に基づき、字句の修正をするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議 長 (中根幸男 君) 日程第10、議案第48号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- (職 員 朗 読)
- 議 長 (中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町長、太田康雄君。
- 町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました、議案第48号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。
- 本案は、国の基準省令に準じて制定している基準について、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の改正に伴い、森町における基準を改正するものであります。
- それでは、主な改正内容について、ご説明申し上げます。
- 二点ございますが、一点目は、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、必要な教育又は保育が継続して提供されるよう必要な措置を講じている場合には、連携施設の確保について不要とすることができることとするものでございます。
- 二点目は、家庭的保育事業者等及びその職員の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとするものでございます。
- 以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。
- 議 長 (中根幸男 君) 日程第11、議案第49号「森町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例について」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- (職 員 朗 読)
- 議 長 (中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました、議案第49号「森町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度に「森町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」及び「第6期森町障がい福祉計画・第2期森町障がい児福祉計画」の策定に伴い、実施事業の見直しを行った結果、高齢者等の生活支援事業ホームヘルパーや身体障害者ホームヘルパー等のホームヘルパー派遣手数料の徴収について定める「森町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例」に基づく事業について、利用実績がなく、また介護保険法及び障害者総合支援法に基づく事業によりサービスが充足されているため、本条例を廃止するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男 君) 日程第12、議案第50号「令和3年度森町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました、議案第50号「令和3年度森町一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ165,253千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,242,081千円とするものであります。

第2表、地方債補正につきましては、土木費に計上しております防災・安全交付金事業(舗装修繕)、交通安全対策事業(森・天宮地区)及び道路メンテナンス事業(橋梁長寿命化)の各事業に係る交付金等が、当初見込み額を上回る国庫金の内示額をいただきましたので、事業費の追加に対応するための財源として、公共事業等の

限度額を増額する変更でございます。

それでは、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10ページ、2款1項5目、財産管理費1,000千円につきましては、4月初めに葛城ゴルフ倶楽部で行われた、ヤマハレディースオープン葛城の大会運営に対する協力への感謝として、ヤマハ株式会社及びヤマハ発動機株式会社から寄附を受けましたので、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

2項1目、企画総務費3,380千円につきましては、黒石上バス停にバスベイを整備するための費用でございます。小学校の統合に伴い、児童が当該バス停を利用しバス通学をしておりますが、バス停が横断歩道に近接していること、見通しの悪い道路上にバスが停車しなければならないことなどから、安全にバスを止められるスペースを確保するためのバスベイ整備について、道路管理者の県やバス事業者と協議を行いまして、バスベイを整備するための委託料と工事請負費を計上するものでございます。

4項1目、戸籍住民基本台帳費4,136千円につきましては、戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする戸籍法の一部改正に伴う、システムの構築等が国において進められておりますが、本年度の改修スケジュールが示されたことを受け、戸籍副本等情報の全件送信と、情報提供用個人識別符号の取得業務を委託する戸籍システム整備業務委託料と、住民基本台帳システム改修委託料でございます。

3款1項1目、社会福祉総務費1,313千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が続く中、高齢者の多くが外出活動を自粛しており、フレイルへの移行が危惧される状況であります。このため、インターネットを活用した介護予防教室や、いつでも視聴できる介護予防に関する動画コンテンツの製作を行ない、コロナ禍でもできるフレイル予防を行うための、オンライン介護予防事業支援業務委託料と諸備品購入費でございます。

11・12ページ、4目、老人福祉費15,460千円につきましては、大規模災害等により停電が発生した場合、介護事業所の利用者の生命が危険にさらされる可能性が考えられることから、国の交付金を活用し、町内の地域密着型介護施設が実施する非常用自家発電機設備の設置経費に対して補助するものでございます。

2項1目、児童福祉総務費33,516千円は、国が新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親及びその他の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を給付することに伴う経費でございまして、このうち、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事務費3,300千円及びその他世帯分給付事業費15,000千円につきましては、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、町が実施主体として給付するための事務費及び事業費でございまして、給付額は1人あたり5万円で、対象児童数を300人と見込んでおります。なお、ひとり親世帯分につきましては、実施主体は県で、5月11日から給付が行われているところでございまして、森町の対象児童数を200人と見込んでおります。

子育て応援給付金給付事業費15,000千円につきましては、ただいま申し上げました、国が給付いたします低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分及びその他世帯分）の対象者に対し、町が単独で追加給付するものでございます。給付額は1人あたり3万円で、対象児童数を500人と見込んでいます。

13・14ページ、4款1項2目、予防費44,016千円のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業6,016千円につきましては、よりスムーズな接種体制の確保に必要な従事職員を増員するため、時間外手当を追加するものと、集団接種会場用に借上げる可搬型冷蔵庫の使用料でございまして。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業38,000千円につきましては、国が、希望する高齢者が7月末までに2回のワクチン接種

を終えることができるよう、ワクチン接種を行う医師・看護師等を確保するため、ワクチン接種費用の1人当たり単価について見直し、時間外や休日加算を設けたことにより、接種費用が大幅に増加する見込みとなりましたので補正するものでございまして、7月末までの加算分に加え、9月末までの接種計画により、不足が見込まれる公立森町病院への新型コロナウイルスワクチン接種負担金でございます。

6款1項6目、山村振興費6,534千円につきましては、山村振興地域の茶業振興を図るため、三倉・薄場地区の若い農業者を中心に組織した三倉・薄場茶業振興組合が実施する、コンテナ式乗用型摘採機1台と乗用型茶防除機1台の導入事業に対して、県の中山間地域農業振興整備事業費補助金、補助率3分の1を活用し、町の補助金10分の1を上乗せして補助するものでございます。

3項1目、林業総務費3,800千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、密を避けながらウォーキングなどの運動が可能な施設が人気を集める傾向が見られており、利用者が増加している町民の森において、地域の魅力磨き上げを目的とした落葉樹の植樹やせせらぎの再生などの環境整備を行うための経費でございます。

8款2項3目、道路新設改良費44,300千円につきましては、防災・安全交付金を受け実施する町道太田川右岸2号線の舗装修繕事業36,500千円及び交通安全対策事業費補助金を受け実施する交通安全対策事業（森・天宮地区）7,800千円は、当初見込額を上回る交付金の内示をいただきましたので、事業費を追加し、各事業の進捗を図るものでございます。

4目、橋梁維持改良費7,200千円につきましては、道路メンテナンス事業費補助金（橋梁長寿命化）を受け実施する橋梁メンテナンス事業（橋梁長寿命化）で、当初の見込額を上回る補助金の内示をいただきましたので、事業費を追加し、掛井橋のひび割れ補修工と断面修復工を実施するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6 ページ、15 款 1 項 2 目、衛生費国庫負担金38,000千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する国の負担金でございます。

2 項 1 目、総務費国庫補助金12,647千円のうち、個人番号カード交付事業費補助金2,706千円につきましては、戸籍法改正に伴う戸籍システム整備業務委託料に対する国の補助金でございます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,941千円につきましては、国が令和2年度第3次補正予算において措置し、追加内示をいただいております、134,496千円のうち、未充当分を対象事業費に充当するものでございます。

2 目、民生費国庫補助金33,760千円のうち、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業費補助金18,300千円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事務費及び給付事業費に対する国の補助金でございます。また、老人福祉費補助金15,460千円につきましては、町内の地域密着型の介護施設が実施する非常用自家発電機設備の設置経費に対する国の補助金でございます。

3 目、衛生費国庫補助金6,016千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対する国の補助金でございます。

4 目、土木費国庫補助金25,200千円のうち、防災・安全交付金17,500千円につきましては、舗装修繕に対する交付金でございます。道路事業費補助金3,850千円につきましては、橋梁長寿命化に対する補助金でございます。交通安全対策事業費補助金3,850千円につきましては、交通安全対策事業に対する補助金でございます。

16 款 2 項 1 目、総務費県補助金5,870千円のうち、新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金870千円につきましては、県が令和2年度2月補正にて措置し、内示をいただいております47,840千円のうち、未充当分を対象事業費へ充当するものでございま

す。なお、この交付金の補助率は2分の1で、交付対象は、雇用維持・事業継続、生活困窮者支援及び経済活動の回復に該当する事業とされております。また、ふじのくに少子化突破展開事業費補助金5,000千円につきましては、本年度から取り組んでおります住もうよ森町新婚さん応援金に対し、県に補助金の交付対象事業として認めていただきましたので、計上するものでございます。

4目、農林水産業費県補助金5,026千円につきましては、山村振興地域茶業振興整備事業補助金に対する県の補助金でございます。

7・8ページ、18款1項3目教育費寄附金1,000千円につきましては、ヤマハ株式会社及びヤマハ発動機株式会社からの寄附金でございます。

19款2項6目、ふるさと応援基金繰入金5,000千円の減額につきましては、住もうよ森町新婚さん応援金が県のふじのくに少子化突破展開事業費補助金の対象事業と認められましたので、県補助金分を減額するものでございます。

20款1項1目、繰越金21,234千円は、財源調整としての計上でございます。

22款1項4目、土木債21,500千円につきましては、防災・安全交付金（舗装修繕）の財源として15,700千円、交通安全対策事業（森・天宮地区）の財源として2,900千円、及び、道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化）の財源として2,900千円の公共事業等債でございます。

以上が、令和3年度森町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （中根幸男君）日程第13、議案第51号「令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第51号「令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,434千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,090,762千円とするものであります。国民健康保険の財政運営は都道府県が行っており、森町国民健康保険で支払った保険給付費につきましては、その全額を県の保険給付費等交付金で賄っております。

この度、本年2月の診療報酬が確定したことにより、保険給付費の精算に伴い、国民健康保険団体連合会より保険給付費の返還を受けることとなりました。従いまして、県より交付を受けています保険給付費等交付金について、県に返還することとなるため、補正予算を計上するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、8款1項3目、償還金4,434千円につきましては、精算に伴い保険給付費等交付金を県に返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、8款3項6目、雑入4,434千円につきましては、精算に伴う国民健康保険団体連合会からの返還金でございます。

以上が、令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第14、議案第52号「令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君)ただいま上程されました、議案第52号「令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72,575千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ714,136千円とするものであります。

第2表、地方債の補正につきましては、事業費の追加に伴う起債限度額の増額変更でございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款2項1目、下水道建設事業費72,575千円につきましては、水の安心・安全交付金が、当初見込んだ額を上回る内示額をいただきましたので、事業進捗を図るため工事請負費の追加をお願いするものでございます。工事の内容につきましては、天宮地区川久保公民館の南側付近に、マンホールポンプ1箇所の設置とこれに付随する圧送管及び橋梁添架管の設置、また、開削工法による下水道管渠築造工事を追加するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款1項1目、水の安全・安心基盤整備総合交付金31,100千円につきましては、当初予算計上額と内示額の差額分を増額計上するものでございます。

5款1項1目、下水道事業債36,600千円は、事業の追加に係る財源として、補助残額の90パーセント及び単独事業費の95パーセントを起債対象額として計上するものでございます。

7款1項1目、繰越金4,875千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

(中根幸男 君) 日程第15、議案第53号「物品売買契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第53号「物
品売買契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防車両更新計画に基づき、令和3年度静岡県地震・津波対策等減災交付金事業（地域総合防災推進事業）による消防ポンプ自動車1台の売買契約を締結することについてでございます。消防ポンプ自動車購入につきましては、製作期間に半年以上を要することから、まずベースとなる車両を確保する必要があるため、去る6月1日に指名競争入札を行い、その結果浜松市の静岡森田ポンプ株式会社が、18,450千円で落札いたしました。

落札業者とは、6月4日に落札金額に消費税及び地方消費税を加えた20,295千円で仮契約を締結いたしましたが、このたび本契約を締結したいので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。なお、納入期限は、令和4年3月18日までとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (中 根 幸 男 君) ここでしばらく休憩します。

(午前10時27分 ～ 午前10時40分 休憩)

議 長 (中 根 幸 男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号の質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

議 長 (中 根 幸 男 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第53号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
議 長 (中根幸男 君) 起立全員です。
したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
次回の議事日程の予定を報告します。
6月15日午前9時30分、本会議を開き、条例・補正予算に対する質疑及び静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。
本日は、これで散会します。

(午前10時41分 散会)